自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の 口 に / チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

〇集団指導

×根拠

➤介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

上松花口	7¢ 50 to 15	点検	結果	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
点検項目	確認事項	適	不適	
	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 <過去2年の出席状況> 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席) <p>※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 》集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 》集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>			

〇指定(介護予防)福祉用具貸与

(定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

♪介護保険法(以下「法」という。)

- >鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。)
- ➤鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運用並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由		
及び根拠法令等	班 心	適	不適	エバルギナナ フのル		
I 定義及び	基本方針					
1. 定義法第8条第12項	「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むの」がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用あって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるも今で定めるところにより行われる貸与をいう。					
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。					
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。					
	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。					
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。					

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
2. 一般原則	(5)申請者は、法人とする。			
条例第3条 予防条例第3条				
3. 基本方針 条例第248条	指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。			
予防条例第237条	指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与(以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具(法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。			
Ⅱ 人員に関す	 する基準		1	
1. 福祉用具専門相 談員の員数	(1)事業者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談 員の員数は、常勤換算方法で、2人以上となっていますか。			
条例第249条 予防条例第238条				
P # 1 # 1 # 2 5 5 A	(2)福祉用具専門相談員は、介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した者(福祉用具専門相談員)若しくは県知事がこれと同程度以上の講習を受けたと認める者となっていますか。			
	(3)事業者が次の①から③に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の①から③に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれに定める人員に関する基準を満たすことをもって、(1)に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。 ①指定介護予防福祉用具貸与事業者 予防条例第238条第1項(福祉用具専門相談員の員数)指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。 ②指定特定介護予防福祉用具販売事業者 予防条例第255条第1項(福祉用具専門相談員の員数)指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具販売の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具販売事業者 条例第266条第1項(福祉用具専門相談員の員数)指定特定福祉用具販売事業者 条例第266条第1項(福祉用具専門相談員の員数)指定特定福祉用具販売の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具販売の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2人以上とする。			
2. 管理者 条例第250条 予防条例第239条	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。			

点検項目	7th 527 to 427	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項		不適	及び改善方法、その他
Ⅲ 設備に関す	- する基準			
1. 設備等 条例第251条 予防条例第240条	(1)事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えていますか。 ただし、条例第259条(予防条例第245条)第3項の規定に基づき、福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができます。 →福祉用具の保管又は消毒の委託事例(有・無)			
	(2)(1)の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっていますか。 ①福祉用具の保管のために必要な設備 ア 清潔であること。 イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ②福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。			
	(3)事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防条例第240条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)に規定する基準を満たしているものとみなすことができます。			
Ⅳ 運営に関す	- する基準			
1. 内容及び手続の 説明及び同意 条例第262条準用条 例第8条 予防条例第248条準	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁率に説明を行っていますか。 ➤(重要事項の主な項目) ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③利用料(保険給付対象外の費用も含む。) ④事故発生時の対応、苦情処理の体制 など			
	(2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込 者の同意を得ていますか。			
2. 提供拒否の禁止 条例第262条準用条 例第9条 予防条例第248条準 用第50条の3	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 》正当な理由の例 ①事業所の現員からは申込に応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③利用者が希望する種目を取り扱っていない場合 等			
3. サービス提供困難 時の対応 条例第262条準用条 例第10条 予防条例第248条準 用第50条の4	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 > 居宅介護支援事業者への連絡 > 事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど、問題発生時に必要な措置を速やかに講じる準備			

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由	
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他	
4. 受給資格等の確認 条例第262条準用条 例第11条 予防条例第248条準 用第50条の5	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 > 初回訪問時に確認し、サービス提供票等に被保険者番号、要介護状態区分有効期間等を記載していることが望ましい。 > 認定審査会意見は、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項。				
に係る援助 条例第262条準用条 例第12条 予防条例第248条準	(1)利用申込者が要介護認定又は要支援認定を受けていない場合は、 既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 →要介護認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており、緊急 のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとること。				
用第50条の6	(2)利用者が要介護認定又は要支援認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 > 通常、更新申請は有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。		0		
6. 心身の状況等の 把握 条例第262条準用条 例第13条 予防条例第248条準 用第50条の7	サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 >サービス担当者会議の開催状況や事業所の出席状況は適切か。当該会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。				
7. 居宅介護支援事業者等との連携 条例第262条準用条	(1)サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療 サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。				
例第14条 予防条例第248条準 用第50条の8	(2)サービス提供の終了に際して、利用者又はその家族に適切な相談 又は助言を行い、居宅介護支援業者への情報提供及び保健医療サー ビス又は福祉サービス提者との密接な連携に努めていますか。				
めの援助 条例第262条準用条 例第15条 予防条例第248条準 用第50条の9	代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定 代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 > 居宅サービス計画が作成されていない場合は償還払いとなり、利用者 は全額利用料を支払う必要が生じるため、現物給付ができるよう必要な 援助を行うこと。				
9. 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供 条例第262条準用条 例第16条 予防条例第248条準 用第50条の10	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 >居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行うこと。				

点検項目		点検結果		果「不適」の場合の事由	
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他	
10. 居宅サービス計画等の変更の援助 条例第262条準用条例第17条 予防条例第248条準用第50条の11	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 → 利用者の状態の変更等、事業所からの変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も含む。 → 法定代理受領サービスとしての提供には、支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。				
11. 身分を証する書 類の携行 条例第262条準用条 例第18条 予防条例第248条準 用第50条の12	(1)事業者は、福祉用具専門相談員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ➢ 身分証明書の様式は、任意の様式ですが、(2)の要件のほかに、専門相談員等の写真の貼付や職能の記載をすることが望ましい。				
の記録 条例第262条準用条 例第19条	(2)身分証には事業所の名称、専門相談員等の氏名の記載がありますか。 (1)サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ▶ 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しているか。 ▶ 利用者が所持する書面(例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付するサービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。				
12 利用粉幣の乗締	(2)サービスを提供した際は、(1)の記録をするとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ➤「その他適切な方法」 例:利用者の用意する手帳等に記載する。				
条例第252条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ▶介護保険負担割合証に定められた利用者負担額(1割又は2割相当額)の支払いを受けていますか。				
	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ▶費用の全額(10割相当額)の支払いを受けているか。				

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由	
点 (表現日) 及び根拠法令等	確認事項			及び改善方法、その他	
条例第252条	(3)事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていますか。 ①通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 →受領の有無 (有 ・ 無) ②福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 →受領の有無 (有 ・ 無) 》保険給付の対象外の費用は、費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の支払を受けることは認めていないないことから、運営規程等に明記することが必要となる。 》②の特別な措置とは、搬出入にクレーン車等が必要な場合が考えられる。				
	(4)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 →説明の有無 (有 ・ 無) →同意の有無 (有 ・ 無) →運営規程等の説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か、また、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けているか。				
	(5)利用者から前払いにより利用料を徴収している場合は、要介護認定の有効期間を超える分について、前払いにより利用料を徴収してますか。 →前払いによる徴収事例 (有 ・ 無) >治定福祉用具貸与は、継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、前払いによる数ヶ月間の利用料を徴収することも可能としている。				
	(6)事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該サービスに係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができるとされています。 →福祉用具回収等による貸与中止事例 (有 ・ 無)				
	(7)事業者は、貸与その他のサービスの提供に要した費用について、 支払をした利用者に対し厚生労働省令(施行規則第65条)で定めると ころにより領収証を交付していますか。 ▶利用者負担の徴収は、サービス提供の都度又は月末締めの一括の 形でもよいが、領収証は負担金の受領の都度、交付しているか。				

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適		及び改善方法、その他
条例第252条	(8)事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、貸与について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が貸与に要した費用の額を超えるときは、貸与に要した費用の額。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載していますか。 ▶領収証には、次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ②その他の費用の額(それぞれ個別の費用ごとに区分) ▶明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。			
付 条例第262条準用条 例第21条 予防条例第248条準 用第51条の2	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →償還払い事例 (有 ・ 無) △償還払いとなる場合、市への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。 →様式は基本的には介護給付費明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。			
15. 指定福祉用具貸 与の基本取扱方針 条例第253条 予防条例第249条	(1)サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。			
	(2)事業者は、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与していますか。			
	(3)事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			
	(1)サービスの提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意をていますか。			
	(2)サービスの提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、 衛生状態等に関し、点検を行っていますか。			
	(3)サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 > 特に、電動車いず、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項についてけ、計算を開から、 > 当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書とは、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。 > 自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄、点検等)について十分説明しているか。			

点検項目	確認事項			「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	唯	適	不適	及び改善方法、その他
16. 指定福祉用具貸 与の具体的取扱方針 条例第254条	(4)サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行っていますか。			
予防条例第250条	≫修理を行った場合は、福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行っているか。			
	>サービスの提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に行っているか。			
	(5)居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合は、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じていますか。			
	(6)サービスの提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の 異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していますか。			
画の作成	(1)福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画			
条例第255条	を作成していますか。 この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、特 定福祉用具販売計画と一体のものとして作成していますか。			
	▶計画は、利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて作成されているか。▶福祉用具専門相談員は、当該計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載している			
	か。 その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。 なお、当該計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。			
	(2)福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。			
	▶計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、必要に応じて変更しているか。			
	(3)福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、 その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意 を得ていますか。			
	▶サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、 福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明 した上で利用者の同意を得ているか。			
	(4)福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際は、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。			
	>サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、 福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明 した上で利用者の同意を得、計画を利用者に交付しているか。			
	(5)福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉 用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具 貸与計画の変更を行っていますか。			
	(6)福祉用具貸与計画の変更は、(1)から(4)までの規定に準じて 行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	唯	適	不適	及び改善方法、その他
17-2. 介護予防福 祉用具貸与計画の作 成 予防条例第251条	(1)福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成していますか。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成していますか。			
	▶計画は、利用者の心身の状況、希望、環境を踏まえて作成されているか。 ▶福祉用具専門相談員は、当該計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載しているか。 その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。 なお、当該計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。			
	(2)介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成していますか。 ▶計画を作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、必要に応じて変更しているか。			
	(3)福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。 >サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ているか。			
	(4)福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際は、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。 >サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しているか。			
	(5)福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づく サービス提供の開始時から、必要に応じ、当該計画の実施状況の把握 (モニタリング)を行っていますか。			
	(6)福祉用具相談専門員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を 当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介 護予防支援事業者に報告していますか。			
	(7)福祉用具相談専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行っていますか。			
	(8)介護予防福祉用具貸与計画の変更は、(1)から(4)までの規定に 準じて行っていますか。			

点検項目	This District	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
18. 利用者に関する 市への通知	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。			
条例第262条準用条 例第26条 予防条例第248条準 用第51条の3	①正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき →事例の有無 (有 ・ 無)			
7.13.2 - 3.73.2	②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき			
	→事例の有無 (有 ・ 無) 			
	の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった 事故を生じさせるなどした者に関し、保険給付適正化の観点から市に通 知しなければならない。			
19. 管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。			
条例第262条準用条例第55条 予防条例第248条準用第53条	→兼務の有無 (有 ・ 無) 有の場合の兼務内容()			
州第33米	▶管理者が従業者及び業務の管理を一元的に行える状況にあるか。例えば、他の事業所、施設の管理者、他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であるなど当該事業所の管理業務に支障がないか。			
	(2)管理者は、従業者にサービスの運営に関する基準の規定を遵守させ			
	るため必要な指揮命令を行っていますか。			
20. 運営規程	事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めて			
条例第256条 予防条例第242条	いますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦その他運営に関する重要事項			
	 ▶指定申請の際に作成された内容と相違(変更)はないか。 ▶変更があった場合、市に変更届を提出しているか。 ▶通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものなっているか。 なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。 			
21. 勤務体制の確保 等	(1)事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業 所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。			
例第107条第1項、2 項、4項 予防条例第248条準 用予防条例第120条	①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別			
	(2) 当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。			
	>従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にある者であるか。			

点検項目	7.6537.亩175	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
等	(3) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			
策定等				
※令和6年4月1日	(2) 福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。			
ます。	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行っていますか。			
	(1)事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。→年間研修計画 (有 ・ 無)→従業者への外部研修等の周知 (有 ・ 無)			
	(2)福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽さんに励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。 →研修受講 (有・無) →福祉用具専門相談員は、常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められるが、対応可能な体制になっているか。			
24. 福祉用具の取扱 種目 条例第258条 予防条例第244条	事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。			
25. 衛生管理等 条例第259条 予防条例第245条	(1)事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 →管理方法 ()			
	(2)事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により、速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管していますか。 →事業者が保管・消毒を行っている場合の作業日誌等 (有・無) →自動排泄処理装置を取り扱う場合、当該装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要な衛生管理(分解洗浄、部品交換、動作確認等)が確実に実施されるよう、特に留意すること。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その他
25. 衛生管理等 条例第259条 予防条例第245条	(3)事業者は、(2)の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができ、この場合において、当該事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることが担保されていますか。 →委託 (有 ・ 無) 有の場合、担保内容を含む委託契約書の有無 (有 ・ 無)			
	→保管又は消毒の業務委託契約の取り決め事項 ①委託等の範囲 ②委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ③受託者等の従業者により委託等業務が運営基準に従って適切に行われていることを事業者が定期的に確認する旨 ④事業者が業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ⑤事業者が業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示をした場合に関しな善の必要を認め、所要の措置を講じるよう④の指示をした場合に対して委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項			
	(4)事業者は、(3)の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。 →定期的な確認の頻度(年に〇回 等)(→定期的に確認した記録の有無 (有 ・ 無) →(3)の③の記録 (有 ・ 無) →(3)の④の指示文書 (有 ・ 無) →(3)の⑤の記録 (有 ・ 無)			
	(5)事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。			
ます。	(6) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。			
備付け 条例第260条 予防条例第246条	(1)事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。			
	(2)事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。			

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適		及び改善方法、その他
27. 秘密保持等 条例第262条準用条 例第34条 予防条例第248条準 用第54条の5	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を漏らしていませんか。 →研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。			
	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 →従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)			
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ➤個人情報を用いる場合は、利用者、家族に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。			
	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 >パンフレット(有・無) >ホームページ(有・無) >介護サービス情報公表システムへの掲載(年月日)			
29. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例第262条準用条例第36条 予防条例第248条準用第54条の7	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。			
例第37条	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 → 苦情処理の相談窓口があるか。 → 苦情処理体制、手続きが定められているか。 → 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 (2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。			
	(2)(1)の日間を交け付けた場合は、この内容を正式しているすが。			
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。			
	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無)			

点検項目		点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適		及び改善方法、その他
30. 苦情処理 条例第262条準用条 例第37条 予防条例第248条準	(5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例(有・無)			
用第54条の8	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例(有・無) >事業所に対する利用者からの苦情に関する市及び国民健康保険団			
	本連合会からの調査が行われ、指導・助言を受けた場合は、その記録が整備されているか。 (7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例(有・無)			
例第38条	(1)提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 → 介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。			
	(2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。			
32. 事故発生時の対応 条例第262条準用条例第39条 予防条例第248条準 用第54条の10	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無) →事故が発生した場合の対応方法は、あらかじめ定めておくことが望ましい。			
	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無) → 有の場合、市への報告(有・無) → 従業者への周知(有・無) → 周知の方法()			
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 >賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入 (有・無)			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等			不適	及び改善方法、その他
予防条例第248条準 用予防条例第54条 の10の2 ※令和6年4月1日 より、義務化となり ます。	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。③事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
用第54条の11	事業者はく事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ▶具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日 老振発第18号)」を参考として適切に行われているか。			
35. 記録の整備 条例第261条 予防条例第247条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。			
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①(介護予防)福祉用具貸与計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③福祉用具の保管又は消毒の委託等による業務実施状況に係る定期的な確認、その結果等の記録 ④利用者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
36. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービ供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例の規定で書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されている又はれるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行できる。 2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サービ供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの「交付等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されば想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に	まにおうこと スパン	いさが 提下又	
	電磁的方法によることができる。	-161	- • •	

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検適	結果 不適	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他	
Ⅴ変更の届出等					
介護保険法第75条 介護保険法第115条 の5	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図及び設備の概要 ⑤事業所ので理者の氏名、生年月日、住所 ⑥福祉用具の保管及び消毒の方法(保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該他の事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該委託等に関する契約の内容) ⑦運営規程 ⑧事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項				